

府中市オンブズパーソン制度のご案内

～開かれた市政の推進のために～

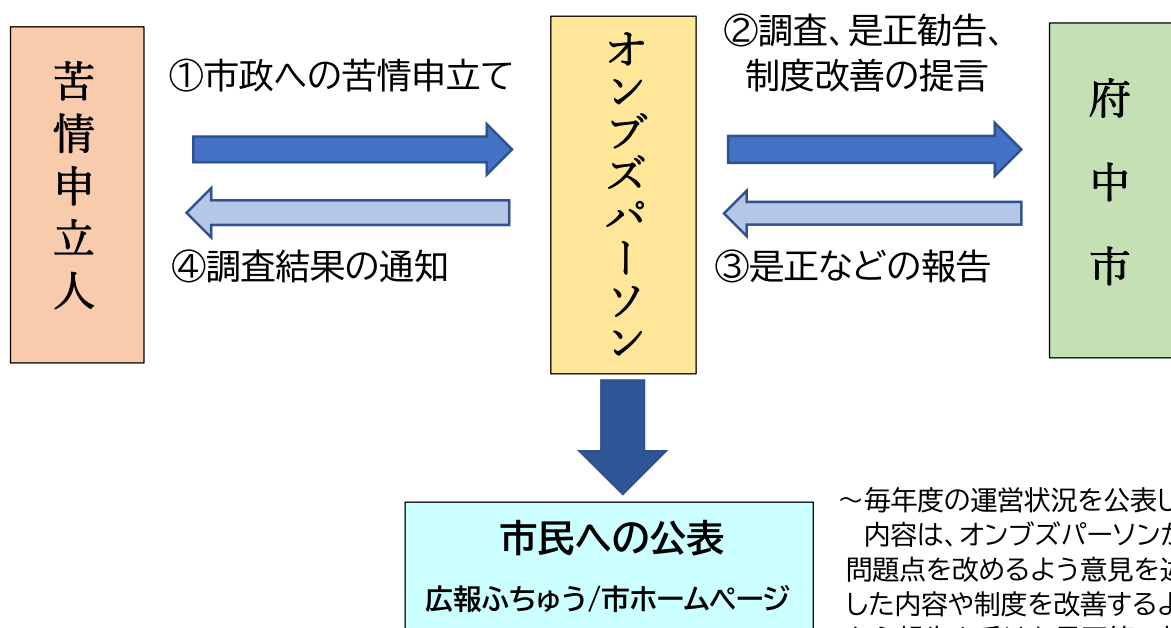
あなた自身の利害にかかわる市政に関する苦情があれば、オンブズパーソン制度をご利用ください。

【府中市オンブズパーソン制度とは？】

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場から簡易迅速な手続きで処理し、市政の改善に関する提言等を行うため府中市オンブズパーソンを設置し、市民の権利利益を擁護するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする制度です。

苦情調査の流れ

まずは、市役所おもや2階広聴相談課内オンブズパーソン事務局に内容をお話ください。苦情申立ての要件に該当するかを確認します。



～毎年度の運営状況を公表しています～
内容は、オンブズパーソンが市に対して問題点を改めるよう意見を述べたり勧告した内容や制度を改善するよう提言や市から報告を受けた是正等の措置です。

苦情申立て方法は？

「苦情申立書」に必要事項を記入して、オンブズパーソン事務局へ本人又は代理人が提出してください。府中市ホームページからオンライン提出も可能です。

郵送又はファックスによる場合は、苦情申立書をオンブズパーソン事務局へ送付してください。

苦情申立書は、市政情報センター、各文化センター、男女共同参画センター「フューラル」、生涯学習センター、ルミエール府中市市民会館の窓口にあります。

どのような苦情が申立てできますか？



市が行っている業務や、これに関連する職員の行為に関して、不当、不適切、不公平などと感じた自己の利害にかかわることについて苦情を申立てることができます。

ただし、苦情の内容は原則としてその**事実があった日から1年以内**のものです。

申立てができない苦情は？



- ①市政にかかわらない国や都、民間事業者への苦情など
- ②自己の利害にかかわらない事項
- ③事実のあった日から1年以上経過した事項
- ④判決、採決等により確定した事項
- ⑤現に判決、採決等を求め係争中の事項
- ⑥議会に関する事項
- ⑦職員の自己の勤務条件等に関する事項
- ⑧オンブズパーソンの行為に関する事項

苦情の申立ての受付は？



苦情申立ての受付は、毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までです。（祝日・閉庁日を除く）

まずは事務局職員が話を伺い、苦情申立ての要件に該当するかを確認した後に、オンブズパーソンに引き継ぎ、オンブズパーソンが面談します。

オンブズパーソンの勤務日は、府中市ホームページ及び毎月1日号の広報ふちゅうでお知らせします。

どのように調査するのですか？

オンブズパーソンが公正、中立の立場で、市の関係機関を調査します。

調査は、書類や記録等を閲覧したり、関係者に事情を聞いたり、実地調査をするなどの方法で行います。

調査結果はどのように通知されますか？

オンブズパーソンが調査の結果を文書で、苦情申立人に通知します。

調査結果はどのように活かされますか？

オンブズパーソンが、必要と認めるときは、市の機関に対して、問題点を改めるように意見を述べたり勧告をします。

また、市の制度そのものに問題があるときは、制度を改善するよう提言します。



【語源】オンブズマン「Ombudsman」は、スウェーデン語で、「代理人」を意味します。この語は共性名詞と位置付け男性・女性の双方を含みます。しかし近年、英語において「man」という語を両性を含む「person」と言い換える流れがあります。本市は当制度の発足時の平成12年当初より、男女共同参画を推進する立場からオンブズパーソンと呼称することとしています。

府中市オンブズパーソン事務局（市役所おもや2階 広聴相談課内）

〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24

電話：042-366-1711（直通）

FAX：042-366-1715

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/sodanannai/pason/ombuds.html>